

【事案Ⅲ - 7】自然災害共済金請求

・2026年2月19日 裁定申立て取下げ

＜事案の概要＞

自然災害共済金請求において、申立人は被害の修理見積額に比べて被申立人の査定額が低いことを不服とし、差額の支払いを求めて裁定の申立てを行ったもの。

＜申立人の主張＞

1. 申立ての趣旨

被申立人は、降雹によるカーポート屋根の損壊について、自然災害共済金として既に支払われた18万円と修理見積額24万円との差額6万円を申立人に支払え、との判断を求める。

2. 申立ての理由

- (1) 自宅の共済物件については、申立人とその妻が同一物件に対し、協定共済金額の半額ずつに按分して契約締結していた。妻の契約では、被災したカーポートが保障対象に含まれていることを確認した上で契約していたため共済金が支払われた。一方、申立人の契約では、カーポートが保障対象に含まれていないとされ、共済金の支払いが認められなかった。
- (2) 被申立人は、申立人の契約締結時にカーポートが保障対象に含まれない旨の説明が不十分であったと認識しているにもかかわらず、申立人の理解を十分に確認しないまま契約に至った。
- (3) 被申立人に対して提示された査定内容に不満があることを告げたが、査定内容は変更しないうえ、査定結果に関する事項にも一切回答できないとのことであったため、当事者間での解決は不可能であると判断した。

＜裁定の概要＞

被申立人より、申立人契約についても共済金の支払いに応じる旨の連絡があり、解決を図る意向が示されたため、申立人に進行について確認したところ、被申立人の意向に同意するとして、裁定申立取下書を提出したことにより、裁定手続は終了した。